

汚 濁 負 荷 量 測 定 手 法 届 出 書

松山市長 殿

個人の場合は、住所、氏名を記入する。

法人の場合は、住所、名称（会社名）、代表者氏名を記入する。

代理人が届出を行う場合は、上記の氏名などの他に代理人の

住所、職名及び氏名を記入すること。

住 所

届出者 氏名又は名称

代表者氏名

水質汚濁防止法第 1 4 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 年 月 日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備 考	

法人にあっては、登記簿謄本に記載されたもの。個人にあっては、住民票等に記載されたもの。

備考 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態、特定排出水の量
その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

- (1) 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法〔化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法(昭和 54 年環境庁告示第 20 号。以下「告示 20」という。)第 1 の計測方法〕

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	適用と見做す根拠(注)	水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠	特定排出水の特性
適用については事前に環境指導課へご相談ください。						
イ 汚染状態の計測法、測定回数						
計測場所の図と一致すること						
環境省告示第 20 号別記 1 の(1)から(4)のうちの計測法を場所ごとに記号で記入すること						
機種名や名称をわかりやすく記入すること						
計測場所ごとに特定排出水の種類を記入、特に組成変動、妨害物質が多い場合にはそのことを記載すること。						

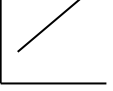
(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 汚染状態を告示 20 別記 1 (2) の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等この計測法によりがたいとする根拠
- ② 汚染状態を告示 20 別記 1 (3) 又は (4) の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 1 (1) 又は (2) の計測法が困難であるとする根拠
- ③ 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあっては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完了		
区分	予定年月日	自動測定器等を設置する場合、記入すること。2 種類以上別の工期で行う場合はその機種ごとに記入すること
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ハ 汚染状態を告示 20 別記 1(1)又は(4)の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計 測 法	換 算 式	換 算 式 の 根 拠 (注)	備 考
			(例)  手分析との相関 グラフを添付す ること	

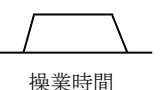
(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数、又は変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ニ 汚染状態の計測に係る試料の採取及び試料の計測の場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

(2) 特定排出水の量の計測方法 (告示 20 第 2 の計測方法)

イ 量の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計 測 法	測定回数	知事の定め る適用条件	困難であると する 根 拠 (注)	流量計等の種類及び その 選 定 の 根 拠	特定排出水等 の 特 性 等
	環境省告示第 20 号別記 2 の(1) から(3)のうちの計測法を場所 ごとに記号で記入すること			(例)  変動パターンを 記入すること		

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量の計測を告示 20 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 2(1)又は(2)の計測法により計測することが困難であるとする根拠
- ② 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあつては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 用水の量を計測することにより特定排出水の量を計測する計測法、測定回数、流量計等の種類及びその選定の根拠並びに用水の量と特定排水の量との関係から求めた換算式及びその根拠

計測場所	計 測 法	測定回数	流量計等の種類及びその選定の根拠	換算式及びその根拠(注)	特定排出水等の特性等

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ハ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

二 量の計測場所及びこれを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

(3) 排出水の汚濁負荷量から特定排水以外の排水の汚濁負荷量を差し引くことにより、特定排水の化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量を算定する方法（告示 20 第 4 の測定方法）

イ 告示 20 第 1、第 2 及び第 3 の測定方法により測定することが困難であるとする根拠

ロ 排水及び特定排水以外の排水の汚染状態の計測方法、測定方法回数等並びに水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠 (注)	水質自動計測器等種類及びその選定の根拠	排水及び特定排水以外の特性

（排水及び特定排水以外の排水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

① 汚染状態を告示 20 別記 1 (2) の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等この計測によりがたいとする根拠

② 汚染状態を告示 20 別記 1 (3) 又は (4) の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 1 (1) 又は (2) の計測法により計測することが困難であるとする根拠

③ 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

ハ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ニ 汚染状態を告示 20 別記 1(1)又は(4)の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計測法	換算式	換算式の根拠（注）	備考

（計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数又は、変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ホ 排水水及び特定排水水以外の排水水の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠（注）	流量計等の種類及びその選定の根拠	排水水及び特定排水水以外の排水水の特性等	排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	特定排水水以外の排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

（排水水及び特定排水水以外の排水水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量を告示 20 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 20 別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難であるとする根拠
- ② 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

へ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ト 排水水及び特定排水水以外の排水水の測定場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

2 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

(1) 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定に用いる算式、算定の方法等

[illegible]

(計測場所は、添付第

図のとおり。)

3 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

年 月 工事等の内容	工 事 等 の 工 程	備 考

(2) その他参考事項

別紙 2 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

(1) 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法〔窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示第77号。以下「告示77」という。）第1の計測方法〕

イ 汚染状態の計測法、測定回数				適用については事前に環境指導課へご相談ください。		水質自動計測器等の種類の選定の根拠	
計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	する根拠 (注)	水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠	特定排出水の特性	
計測場所の図と一致すること		環境省告示第77号別記1の(1)から(3)のうちの計測法を場所ごとに記号で記入すること			機種名や名称をわかりやすく記入すること 計測場所ごとに特定排出水の種類を記入、特に組成変動、妨害物質が多い場合にはそのことを記載すること。		

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

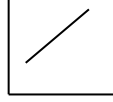
注 日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 汚染状態を告示77別記1(2)の計測法により計測する場合は、告示77別記1(1)の計測法によることが技術的に適当でない等この計測法によりがたいとする根拠
- ② 汚染状態を告示77別記1(3)の計測法により計測する場合は、告示77別記1(1)又は(2)の計測法が困難であるとする根拠
- ③ 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあっては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区分	予定年月日	
工事着手予定年月日	年 月 日	自動測定器等を設置する場合、記入すること。2種類以上別の工期で行う場合はその機種ごとに記入すること
工事完成予定年月日	年 月 日	

ハ 汚染状態を告示 77 別記 1 (1) の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計 測 法	換 算 式	換 算 式 の 根 拠 (注)	備 考
			(例)  手分析との相関 グラフを添付す ること	

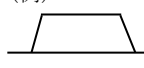
(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数、又は変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ニ 汚染状態の計測に係る試料の採取及び試料の計測の場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

(2) 特定排出水の量の計測方法 (告示 77 第 2 の計測方法)

イ 量の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計 測 法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠 (注)	流量計等の種類及びその選定の根拠	特定排出水等の特性等
				(例)  変動パターンを 記入すること 作業時間		
			環境省告示第 77 号別記 2 の(1)から(3)のうちの計測法を場所ごとに記号で記入すること			

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量の計測を告示 77 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 77 別記 2(1)又は(2)の計測法により計測することが困難であるとする根拠
- ② 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあつては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 用水の量を計測することにより特定排出水の量を計測する計測法、測定回数、流量計等の種類及びその選定の根拠並びに用水の量と特定排水の量との関係から求めた換算式及びその根拠

計測場所	計測法	測定回数	流量計等の種類及びその選定の根拠	換算式及びその根拠(注)	特定排出水等の特性等

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ハ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

二 量の計測場所及びこれを表す形状図等

(添付第 図のとおり。)

(3) 排出水の汚濁負荷量から特定排水以外の排水の汚濁負荷量を差し引くことにより、特定排水の窒素含有量に係る汚濁負荷量を算定する方法（告示 77 第 4 の測定方法）

イ 告示 77 第 1、第 2 及び第 3 の測定方法により測定することが困難であるとする根拠

ロ 排水及び特定排水以外の排水の汚染状態の計測方法、測定方法回数等並びに水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠 (注)	水質自動計測器等種類及びその選定の根拠	排水及び特定排水以外の特性

（排水及び特定排水以外の排水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

① 汚染状態を告示 77 別記 1 (2) の計測法により計測する場合は、告示 77 別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等この計測によりがたいとする根拠

② 汚染状態を告示 77 別記 1 (3) の計測法により計測する場合は、告示 77 別記 1 (1) 又は (2) の計測法により計測することが困難であるとする根拠

③ 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

ハ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ニ 汚染状態を告示 77 別記 1(1)の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計測法	換算式	換算式の根拠（注）	備考

（計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数又は、変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ホ 排水水及び特定排水水以外の排水水の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠（注）	流量計等の種類及びその選定の根拠	排水水及び特定排水水以外の排水水の特性等	排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	特定排水水以外の排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

（排水水及び特定排水水以外の排水水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量を告示 77 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 77 別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難であるとする根拠
- ② 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

へ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ト 排水水及び特定排水水以外の排水水の測定場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

2 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

(1) 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定に用いる算式、算定の方法等

[illegible]

(計測場所は、添付第

図のとおり。)

4 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

年 月 工事等の内容	工 事 等 の 工 程	備 考

(2) その他参考事項

別紙 3 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所

(1) 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法〔りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年環境省告示第78号。以下「告示78」という。）第1の計測方法〕

イ 汚染状態の計測法、測定回数				適用については事前に環境指導課へご相談ください。			の選定の根拠	
計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	する根拠(注)	水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠	特定排出水の特性		
計測場所の図と一致すること		環境省告示第78号別記1の(1)から(3)のうちの計測法を場所ごとに記号で記入すること			機種名や名称をわかりやすく記入すること 計測場所ごとに特定排出水の種類を記入、特に組成変動、妨害物質が多い場合にはそのことを記載すること。			

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

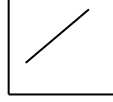
注 日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 汚染状態を告示78別記1(2)の計測法により計測する場合は、告示78別記1(1)の計測法によることが技術的に適当でない等この計測法によりがたいとする根拠
- ② 汚染状態を告示78別記1(3)の計測法により計測する場合は、告示78別記1(1)又は(2)の計測法が困難であるとする根拠
- ③ 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあつては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区分	予定年月日	備考
工事着手予定年月日	年 月 日	自動測定器等を設置する場合、記入すること。2種類以上別の工期で行う場合はその機種ごとに記入すること
工事完成予定年月日	年 月 日	

ハ 汚染状態を告示 78 別記 1 (1) の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計 測 法	換 算 式	換 算 式 の 根 拠 (注)	備 考
			(例)  手分析との相関 グラフを添付す ること	

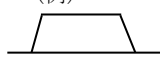
(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数、又は変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ニ 汚染状態の計測に係る試料の採取及び試料の計測の場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

(2) 特定排出水の量の計測方法 (告示 78 第 2 の計測方法)

イ 量の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計 測 法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠 (注)	流量計等の種類及びその選定の根拠	特定排出水等の特性等
				(例)  変動パターンを 記入すること 作業時間		
				環境省告示第 78 号別記 2 の(1)から(3)のうちの計測法を場所ごとに記号で記入すること		

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量の計測を告示 78 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 78 別記 2(1)又は(2)の計測法により計測することが困難であるとする根拠
- ② 測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合にあつては、毎日行うことが困難であるとする根拠

ロ 用水の量を計測することにより特定排出水の量を計測する計測法、測定回数、流量計等の種類及びその選定の根拠並びに用水の量と特定排水の量との関係から求めた換算式及びその根拠

計測場所	計測法	測定回数	流量計等の種類及びその選定の根拠	換算式及びその根拠(注)	特定排出水等の特性等

(計測場所は、添付第 図のとおり。)

注 換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ハ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

二 量の計測場所及びこれを表す形状図等

(添付第 図のとおり。)

(3) 排出水の汚濁負荷量から特定排水以外の排水の汚濁負荷量を差し引くことにより、特定排水のりん含有量に係る汚濁負荷量を算定する方法（告示 78 第 4 の測定方法）

イ 告示 78 第 1、第 2 及び第 3 の測定方法により測定することが困難であるとする根拠

ロ 排水及び特定排水以外の排水の汚染状態の計測方法、測定方法回数等並びに水質自動計測器等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠 (注)	水質自動計測器等種類及びその選定の根拠	排水及び特定排水以外の特性

（排水及び特定排水以外の排水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

① 汚染状態を告示 78 別記 1 (2) の計測法により計測する場合は、告示 78 別記 1 (1) の計測法によることが技術的に適当でない等この計測によりがたいとする根拠

② 汚染状態を告示 78 別記 1 (3) の計測法により計測する場合は、告示 78 別記 1 (1) 又は (2) の計測法により計測することが困難であるとする根拠

③ 日平均排出量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

ハ 水質自動計測器等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ニ 汚染状態を告示 78 別記 1(1)の計測法により計測する場合の換算式及びその根拠

計測場所	計測法	換算式	換算式の根拠（注）	備考

（計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 試料数、試料を採取した期間、相関係数又は、変動係数、検証方法等を記載するとともに、換算式の算定の基礎となった資料を添付すること。

ホ 排水水及び特定排水水以外の排水水の計測法、測定回数等並びに流量計等の種類及びその選定の根拠

計測場所	計測法	測定回数	知事の定める適用条件	困難であるとする根拠（注）	流量計等の種類及びその選定の根拠	排水水及び特定排水水以外の排水水の特性等	排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	特定排水水以外の排水水の量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

（排水水及び特定排水水以外の排水水の計測場所は、添付第 図のとおり。）

注 次に掲げる根拠を記載し、又は添付すること。

- ① 量を告示 78 別記 2(3)の計測法により計測する場合は、告示 78 別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難であるとする根拠
- ② 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場にあつては、測定回数について、排水の期間中毎日測定を行うことが困難である場合は、毎日行うことが困難であるとする根拠

へ 流量計等の設置に係る工事の着手及び完成の予定年月日

区 分	予 定 年 月 日	備 考
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完成予定年月日	年 月 日	

ト 排水水及び特定排水水以外の排水水の測定場所並びにこれらを表す形状図等
(添付第 図のとおり。)

2 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

(1) 特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定に用いる算式、算定の方法等

[illegible]

(計測場所は、添付第

図のとおり。)

5 その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

年 月 工事等の内容	工 事 等 の 工 程	備 考

(2) その他参考事項

参 考 事 項

(項目選定のものは当該項目を○で囲むこと。)

資 本 額	円	従 業 員 数	人
主 要 製 品		操 業 時 間	時～ 時
用 途 地 域		敷 地 面 積	m ²
		建 物 面 積	m ²
付 近 見 取 図 (案内図)	下記のとおり・別添のとおり	電 話 番 号	
担 当 部 課 係		担 当 者	